

裁 決 書

審査請求人

住所

氏名

処分庁

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

審査請求人が令和2年1月2日付けで提起した処分庁による審査請求人に対する令和元年10月2日付け山税第3374号財産（山口県農業協同組合がん共済保険の解約金）の差押え処分についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

市長（以下「処分庁」という。）は、令和元年10月2日審査請求人が滞納している市県民税及び軽自動車税について、本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分は、自身の生活実態を適正に判断しておらず違法であり、本件処分により生活を著しく困窮させることから不当であるとして、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、次のとおり主張している。

(1) 本件処分は、審査請求人が平成26年に十二指腸潰瘍の診断を受けたこと及び昨年10月には健康診断で肝障害と診断されたことにより、他の生命保険に新規に加入することが困難な状況であるのに、国税徴収法基本通達（以下「通達」という。）第67条関係の6ただし書の規定が十分に考慮されておらず、不当な処分である。

(2) 本件処分により、国税徴収法（以下「徴収法」という。）第153条第1項第2号の「生活を著しく困窮させるおそれがあるとき」に該当するにもかかわらず、本件処分を行ったことは違法である。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、本件処分について、次のとおり主張している。

(1) 審査請求人は、直近であれば、平成30年の8月に新たな生命保険を契約しており、既病歴を有するとは言え、新たな保険に加入することが困難であるとは認められない。また、本件処分に係る生命保険以外にも審査請求人が契約する生命保険が存在していることから、本件処分に不当な点は認められない。

(2) 本件処分は、徴収法第76条及び第77条に規定する差押禁止債権に当たらない財産であり、その性質は、生活に直結するものではなく、これを差し押さえたとしても徴収法第153条第1項第2号の「生活を著しく困窮させるおそれがあるとき」には該当せず、適法である。

裁決の理由

本件処分は、次のとおり違法又は不当であるとは認められない。

1 本件処分は、地方税法に基づく徴収法第47条に定める手続の例により適正に処理されている。また、差押処分を行うための法的要件を満たしているものと認められ、違法な点はない。

2 本件処分が徴収職員の合理的な裁量の範囲を逸脱するような不当な点は認められない。

よって、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年11月9日

審査庁

山陽小野田市長 藤田剛二

教示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴え又は処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴え又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。